

第5章

計画の推進体制及び進行管理

第5章 計画の推進体制及び進行管理

1. 庁内推進体制

(1) 推進体制

本計画を推進するため、庁内の関係部門と連携し、施策の進行管理と調整を行います。また、必要に応じて他の部門別計画と調整・整合を図ります。

(2) 市民・事業者の取り組みの拡充と相互連携の強化

本計画は、市民・事業者・学識経験者からなる環境審議会と庁内の関係部署で構成された環境基本計画推進委員会の検討を踏まえて策定しました。今後は、環境審議会で継続的な討議を行い、推進にあたっての提言・助言を受けながら計画を推進していきます。

また、市民の暮らしと事業活動が、環境にやさしいものへと転換できるための手引書として、「市民・事業者への環境配慮指針」を策定し、行動の変容を促します。指針には、市民・事業者が積極的・自主的・主体的に取り組を進めることができるようにするため、日々の暮らしや事業活動の場面でできる取り組みを掲載し、環境にやさしい行動への転換を支援していきます。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理は、P (Plan : 計画)、D (Do : 実行)、C (Check : 点検・評価)、A (Action : 見直し) という「PDCA サイクル」に基づき行います。

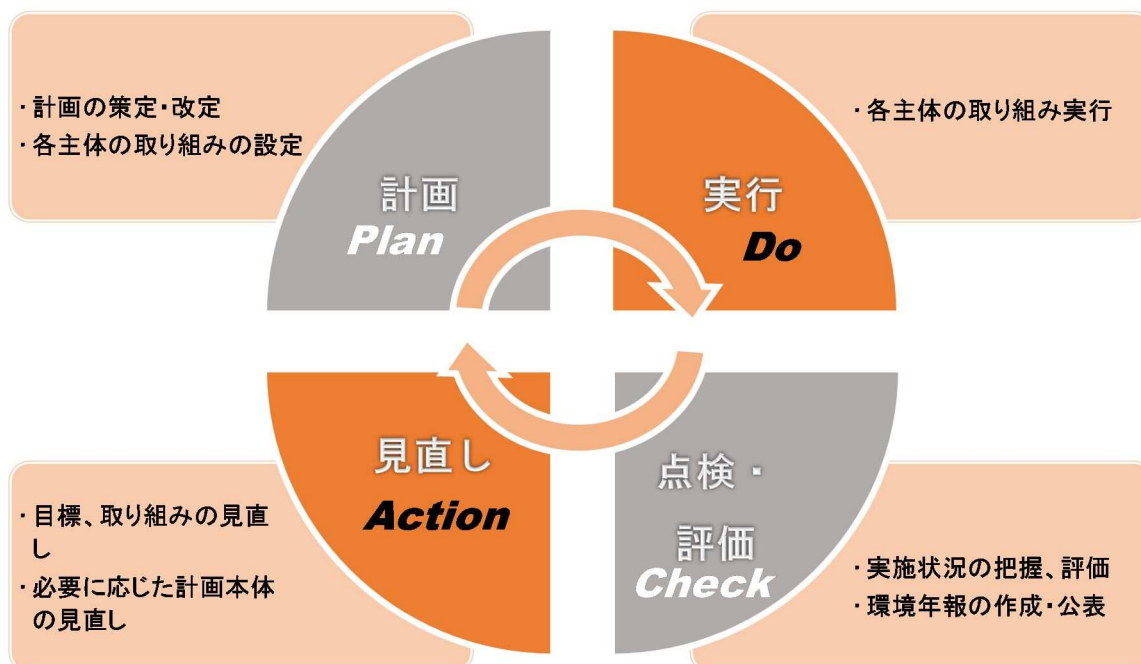


図 PDCA サイクル